

汚水枳設置について（お願い）

令和 年 月

高槻市都市創造部下水河川企画課
下水河川事業課

平素は、高槻市公共下水道事業にご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、令和 年度公共下水道築造工事（第 工区）により、本地区において公共下水道整備を進めておりますが、貴所有の土地におきまして、下水を本管に流すための施設であります汚水枳を設置するにあたり、その位置の確認をするため、別紙汚水枳設置場所確認書の提出をお願いします。

汚水枳設置につきまして、下記のとおり条件がありますので、よくご検討のうえ位置を決めていただきますようお願いいたします。

記

1. 汚水枳は市で管理する施設ですが、後の排水設備工事に便利であることから、貴宅地内に設置します。そのため、設置することの同意をお願いします。
2. 次の各項目について確約をお願いします。
 - (1) 汚水枳は、今後適正に管理できる状態に保全すること。
 - (2) 設置後、場所を変更する場合は、市と協議のうえ私費で行うこと。
 - (3) 土地の利用形態を変更し、汚水枳の増設が必要な場合は、市と協議のうえ私費で行うこと。
 - (4) 私有地境界についての紛争は、私方で処理すること。
 - (5) 土地及び建物を他人に譲渡、譲与する場合は、本確認事項を継承すること。
 - (6) 下水道事業受益者負担金の支払いに同意すること。
3. 設置する場所は、私有地境界から1m以内の設置可能な場所で維持管理に支障をきたさない位置にして下さい。
4. 設置場所の選定については、宅地内の配管延長は支障がない限り、できるだけ短くなる場所を選んで下さい。宅地内工事（排水設備工事）は、後日個人負担で施工することになりますので、延長が長くなると費用も高くなります。
5. 希望される場所に水道・ガス等の家庭内引き込み管があり、それが支障となる場合は、移設のための費用を負担して頂くことになります。
6. 設置場所の付近に樹木がある場合、支障となれば根を切らせて頂きますので、枯れる可能性があります。枯れても補償できませんので、大切な樹木からはできるだけ離れた位置をお願いします。
7. 汚水枳を設置した後の復旧については、後日、排水設備工事で汚水枳の周囲を再掘削するため、仮復旧としてモルタル復旧します。設置場所にタイル、煉瓦、石張り等されていても現状の復旧はしません。
8. 確認書の記入の仕方は、別紙記入方法を参考にしてください。
9. 確認書は、後日、市担当者または受注者が回収に伺います。

- 1 0. 設置場所、記入の仕方等でご不明の点がありましたら、市担当者または受注者にご遠慮なくお尋ねください。
- 1 1. 供用開始の時には、排水設備工事や受益者負担金、使用料についての説明会のご案内をいたします。
- 1 2-1. 分流区域については、各家庭の汚水（台所、浴室、便所等の排水）と雨水を分けて流します。今回設置する汚水枦へは汚水を接続してください。（この工事は排水設備工事となりますので個人負担です。）
- 1 2-2. 合流区域については、各家庭の汚水（台所、浴室、便所等の排水）と雨水を一つにして流します。今回設置する汚水枦へは汚水と雨水を接続してください。（この工事は排水設備工事となりますので個人負担です。）